

～今さら聞けない～実務上押さえておきたい 2019 年 4 月から変更となる主な労務管理関連

はじめに

前回 4 月号では、3 月号に引き続き企業経営を圧迫する可能性が高い、同一労働同一賃金の情報をお伝えしました。今回は、本レポートが皆様のお手元に届くタイミングを考え、改めて「今さら聞けない」4 月からスタートする法改正内容を列記し、変更点の確認をしていただければと考えております。

「少しマイナーな社会保険・労働保険関係の改定内容から、メジャーな改定内容までをお伝えします」

(1) 平成 31 年度年金額改定はプラス 0.1%

(2) 在職老齢年金の支給停止調整額の見直し

60 歳台前半の支給停止調整変更額及び 60 歳台後半と 70 歳以降の支給停止調整額が 46 万円から 47 万円に改定されます。60 歳台前半は 28 万円のままで。

(3) 国民年金第 1 号被保険者に対する産前産後期間の保険料免除

国民年金第 1 号被保険者が出産した場合、出産予定日または出産日が属する月の前月から 4 ヶ月間の国民年金保険料が免除されます。

(4) 国民年金保険料の改定

前年度から 70 円アップして 16,410 円になります。

(5) 年金生活者支援給付金の請求手続開始

消費税率 10% 引上時に実施される年金生活者支援給付金。認定の請求書の受付等が年金事務所等で開始。

(6) 協会けんぽの保険料率改定

4 月納付分から改定されます。健保料率は都道府県ごとに 9.63%→10.75%へ。介護保険料は全国一律です。

(7) 雇用保険料率の改定（据え置き）

2019 年度の雇用保険料率は 2018 年度と同様
一般の事業 0.9%、農林水産・清酒製造 1.1%
建設の事業 1.2%（昨年度と同じです）

(8) 産業医の活動環境の整備

産業医を選任した事業所は、産業医の業務等を社内の労働者に周知させることが義務。また、労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報を産業医に提供する義務有。

(9) 医師による面接指導の対象者拡大

医師による面接指導の対象となる要件として、法定労働時間(週 40 時間)を超えた時間が月 100 時間ではなく月 80 時間超へ。

(10) 労働時間の把握義務

社長や役員の除く、管理監督者も含めてすべての労働者の労働時間の状況を客観的な方法により把握することが義務に。

(11) フレックスタイム制の清算期間の上限が 3 ヶ月に延長

清算期間が 1 ヶ月超の場合、監督署に労使協定を届け出ることが必要となります。

(12) 時間外労働の上限規制の適用

延長時間に罰則付きの上限が設定されます。
一般条項: 月 45 時間以内、かつ、年 360 時間以内
特別条項: 年 6 回まで月 45 時間を超えることは可能だが、最大で年 720 時間まで
共通事項: 法定休日労働を含めて単月 100 時間未満、複数月平均 80 時間以内。

中小企業は 2020 年 4 月まで適用が猶予されますので 2020 年 4 月 1 日以降の期間設定された 36 協定より新書式となります。

(13) 有給休暇の年 5 日の時季指定付与義務

年 10 日以上付与している労働者のうち、取得日数が年 5 日に満たない者に、使用者が労働者の意見を聞き、5 日分を何としても取得させる義務があります。

※新元号も発表され、いよいよ新時代の幕開けです。

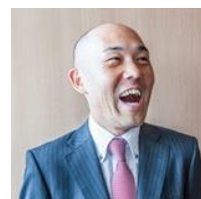
2019 年 5 月号 発行者及びお問い合わせ先

みどり合同税理士法人

白川 哲也

電話:090-4973-1841

shirakawa@digitalbank.co.jp



MIRACREATION 株式会社
社労士法人 MIRACREATION
社会保険労務士 代表社員
下村 勝光

Mail:katsumitsu.shimomura@miracreation.co.jp

電話:080-3119-8442